

六戸町告示第 100 号

下記の工事について、特定建設工事共同企業体の方法により実施するので、六戸町特定建設工事共同企業体取扱要領（令和4年六戸町訓令甲第5号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和 5年 9月13日

六戸町長 吉田 豊

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 工第5号（教工第5号） |
| (2) 工 事 名 | 六戸町立図書館建設工事 |
| (3) 工事場所 | 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢 地内 |
| (4) 工 期 | 発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和7年2月25日まで |
| (5) 工事概要 | 図書館1棟（W造平屋建一部2階建 600.47 m ² ）
建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| (6) 予定価格 | 399,960,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (7) 前 払 金 | 有り
請負代金の4割以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。但し、継続費に基づく契約にあっては年割額の4割以内とし、年割額の割合は請負代金の30%以内(令和5年度)、70%以内（令和6年度）とする。 |
| (8) 中間前払金 | 有り
契約金額の2割以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。但し、継続費に基づく契約にあってはその年割額の2割以内とし、年割額の割合は請負代金の30%以内(令和5年度)、70%以内（令和6年度）とする。
また、中間前払金と部分払の双方を請求することは不可とし、本契約時にどちらか一方を選択するものとする。 |

2 入札参加形態

2又は3者による特定建設工事共同企業体（甲）（以下「共同企業体」とする。）とする。

3 入札参加資格

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- （2）六戸町建設工事入札参加資格審査及び請負業者指名選定に関する規則（平成8年規則第11号）第4条の規定に基づき、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、令和5年9月13日時点で入札参加者登録簿の登録がされていること。
- （3）六戸町財務規則（昭和51年規則第6号）第117条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （4）六戸町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年告示第30号）に基づく指名停止の措置を、申請書の提出期限の日（令和5年9月28日）においてうけていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

【共同企業体代表者の資格要件】

- （1）令和4・5年度青森県有資格建設業者名簿において記載され、「建築一式工事」について「特A級またはA級」に格付けされていること。
- （2）建築工事業について、建設業法第3条の規定に基づく「特定建設業の許可」を受け、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）の欄に数値が記載されていること。
- （3）次のいずれにも該当する監理技術者を本契約日までに「専任で」配置できること。
 - ①この工事に対応する国家資格等を有する者。
 - ②直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、申請書提出日までに引き続き3ヶ月以上の雇用関係である者。

【共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件】

- （1）令和4・5年度青森県有資格建設業者名簿において「建築一式工事」の登録があるもの。
- （2）本店を六戸町・十和田市・三沢市・おいらせ町のいずれかに有していること。
- （3）建築工事業について、建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可を受け、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）の欄に数値が記載されていること。

【共同企業体の構成要件】

- (1) 出資比率は、各構成員が下記以上でなければならない。
 - ・ 構成員数が2者の場合は100分の30
 - ・ 構成員数が3者の場合は100分の20
- (2) 代表者の出資比率が構成員の中で最大であること。

4 参加申請

入札希望者は、次に掲げる申請書を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（様式は町ホームページよりダウンロードすること）

- ①申請書（様式第1号）

※担当者の名刺を添付すること。

- ②特定建設工事共同企業体協定書（甲）

- ③最新の総合評定値通知書の写し（A4版）

※共同企業体の代表者及び構成員双方の通知書の写しを提出すること。

- ④配置予定技術者調書（様式第2号）

※共同企業体の代表者及び構成員双方の配置予定技術者について、提出するものであり、その者の健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。）を添付すること。

- ⑤配置予定技術者が有する、この工事に対応する国家資格等（証明書等）の写し

※代表者における配置予定技術者については、監理技術者の監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

- ⑥施工実績調書（様式第3号）

代表者の主な工事施工実績を記載すること。なお施工実績調書に記入した工事の工事請負契約書の写し又はCORINS工事カルテの写しを添付すること。

- ⑦委任状（様式第4号）

※入札、保証金の納付、代金の請求等については、原則共同企業体の代表者に対して委任し、代表者名で行うこととする。

- (2) 提出期限 令和 5年 9月28日（木） 午後4時まで

- (3) 提出先 六戸町役場庁舎2階 企画財政課

- (4) 提出方法 提出書類を直接提出先へ申請してください。

- (5) その他

- ①資格の審査結果については、令和 5年10月3日（火）にFAXで通知する。

- ②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和5年10月 6日（金）午後4時までに不服申立を書類（様式第5号）により申請することが出来る。

5 設計図書、契約書案、現場説明書及び工事費内訳書(以下「縦覧図書」という)の縦覧

(1) 縦覧期間 令和 5年 9月13日(水)～令和 5年10月11日(水)

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

※開庁日の午前8時30分～午後4時

但し、初日の開始時間は町ホームページ公開後といたします。

(2) 縦覧場所 六戸町教育委員会教育課(町立図書館内)に於いて、縦覧図書をCD
—Rで配布いたします。但し、縦覧受付後10日以内(必着)に郵送により
下記まで返却すること。

返却先 039-2371

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 61

六戸町教育委員会教育課 学校教育係 宛

6 縦覧図書に対する質疑応答

質疑がある場合は、六戸町教育委員会教育課 学校教育係へメール又はFAXにて提出
すること。

(1) 質疑提出期限 令和 5年 9月29日(金)

(2) メール又はFAX送信後、必ず六戸町教育委員会教育課 学校教育係へ電話にて連
絡すること。

(3) 質疑に対する回答

提出された質疑については、質問業者のみに、随時メール等にて回答する。

但し、質疑内容により全質問業者へ回答が必要と判断した場合は、全質問業者へ
随時メール等にて回答する。

※(1)～(3)いずれにおいても、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分～
午後4時とする。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 5年10月12日(木) 午前10時

※他の入札の開札状況により時刻を繰り下げる場合がある。

(2) 場所 六戸町役場庁舎2階 大会議室

8 入札方法

(1) 入札日の当日、入札書(様式第6号)及び工事費内訳書(様式第7号)を同封し、
共同企業体代表者の印にて封印して提出すること。

※封筒については共同企業体代表者の封筒を使用すること。また、表には工事番
号、工事名、特定建設工事共同企業体の名称も記載すること。

(2) 入札日の当日に共同企業体代表者が来られない場合は、委任状(様式第8号)を提
出すること。

- (3) 入札書及び工事費内訳書の日付は、入札日を記入すること。
- (4) 入札の執行回数は1回とする。
- (5) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。
- (6) 落札者がいない場合は不調とする。

9 入札条件

六戸町財務規則に規定する入札心得書を遵守すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。
ただし、次の一に該当するときはその納付を免除する。
 - ①保険会社等と公共工事履行保証契約を締結している
 - ②保険会社等と不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約を締結している
 - ③六戸町財務規則第121条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券を担保として提供したとき
 - ④債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町長が認める金融機関等の保証を提供したとき

11 入札書記載金額等

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の辞退

申請書提出後、入札を辞退する場合は、事前に電話で企画財政課まで連絡のうえ、入札日の前日までに企画財政課へ持参により入札辞退届を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札心得書の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札

- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 入札書及び工事費内訳書に入札日が記載されていない者の入札
- (7) 談合情報に抵触している者の入札

1 4 工事費内訳書

- (1) 入札に際して、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書への記載内容は、工事費内訳書記入例の項目による。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する工事費内訳書は、無効とする。
 - ア 工事費内訳書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの
 - イ 町の指定する方法によらず作成されたもの
 - ウ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの
 - エ その他、明らかに誠実さを欠いて作成されたと認められるもの
- (4) 提出した工事費内訳書は、引換え、撤回、又は修正することができない。
- (5) 工事費内訳書の工事価格は、入札書の金額と一致していること。

1 5 契約の締結

本工事の請負契約は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であるため、議会の議決を経たのちに本契約を締結するものとする。

1 6 その他

- (1) 本入札は、六戸町建設工事最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定する。
- (2) 入札結果については、落札者決定の日以降に町ホームページへの掲載などにより公表するものとする。
- (3) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後、六戸町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。

以 上

【問い合わせ先】

○入札関係

六戸町役場 企画財政課

TEL 代表 0176-55-3111（内線221・222）

直通 0176-55-4583

FAX 0176-55-3112

○縦覧図書関係

六戸町教育委員会教育課 学校教育係

TEL 代表 0176-55-3111（内線511・512）

直通 0176-55-4587

FAX 0176-55-5405

メール gakumu@town.rokunohe.aomori.jp